

## SNS 等を活用した HIV 等検査受検促進業務仕様書

### 1 業務の名称

SNS 等を活用した HIV 等検査受検促進業務

### 2 業務の概要

本県の令和 7 年のいきなりエイズ率は **41.6%** であり、全国 **29.9%** よりも高く、また、梅毒の届出は年々増加傾向にあることから HIV 検査及び梅毒検査（以下、「HIV 等検査」という。）について、県民の理解促進を図るため、SNS 等を活用した積極的な広報を実施する。

業務の実施にあたっては、民間事業者のノウハウ等を活用し業務の迅速かつ適正な執行を図る。

### 3 業務実施期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 28 日まで

### 4 事業費

1, 0 2 0, 0 0 0 円以内（消費税および地方消費税を含む。）

### 5 業務の内容

当該業務を受託する者（以下「受託者」という。）は、以下の内容を実施する。

#### （1）広報戦略とそれに基づく広報手法

HIV 等検査促進業務のためにどのような考え方で対象者に訴求するのかを提案し、委託者と協議して実施すること。具体的な広報手法について、媒体、内容、回数など、具体的に提案すること。なお、提案にあたっては、下記の例示を参照しつつ、他に効果的な広報手法がある場合は、その媒体や効果等、具体的な内容について提案すること。

#### （2）インターネット広告

- ・実施内容：HIV 等検査受検促進を目的としたインターネット広告を実施すること。
- ・実施対象：県内在住の 20 歳以上の男女を対象として実施すること。
- ・実施時期：令和 8 年 11 月 30 日(月)から令和 9 年 1 月 12 日(火)までの時期を中心に広告配信を行うこと。
- ・広告配信媒体：YouTube、LINE、Instagram、TikTok 及び Yahoo! を活用した広告配信を実施すること。なお、各媒体への広告出稿割合及び配信手法については、事業効果が最大化されるよう提案し、県と協議の上で決定すること。
- ・目標値：広告期間全体を通じて、12,000 クリック以上を最低目標として広告運用を行うこと。また、受託者は目標達成に向けた運用計画

を提案すること。

- ・実施方法：効果的な広告手法について提案し、県と協議の上で決定すること。なお、広告配信に使用するランディングページ、動画及びバナーについては、県が所有する素材を使用すること。
- ・効果測定：広告の効果（インプレッション数やクリック数等）を検証し、クリック率の向上や広告入札単価を下げる改善策（キーワードの再設定、バナーの変更、広告媒体・ターゲティングの見直し等）について、定期的に県に報告するとともに改善策を協議の上、実施すること。

### （３）新規バナーの作成

上記（２）を実施するに当たり、HIV 等検査の受検促進及びオンライン検査予約の利用促進を図るためのバナーを、１種類以上作成すること。

- ・規格等...【バナー】比率 4 : 5（サイズ：1080 × 1350px 及び 1200 × 1500px）

### （５）共通事項

- ・広報対象者の年齢層等を考慮して「興味・関心を引くデザイン」、「わかりやすさ」等について留意し、創意工夫を行うこと。
- ・作成したバナー等の各種データを本県へ提供すること。

## 6 業務実施上の留意点

- （１）受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を兵庫県に連絡し、その指示に従うこと。
- （２）受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、兵庫県に提出すること。
- （３）この業務で得られた著作物等の成果等については、原則、兵庫県に帰属するものであること。従前権利を有するものなど、著作権を帰属できないものに関しては、事前にその理由を明記すること。
- （４）受託者は、本業務の実施に当たり、兵庫県の信用及び品位を損なうことのないよう、配信先媒体、アカウント及びコンテンツの適切性を十分確認した上で情報発信を行うものとする。また、対策を講じ、不適切な媒体等への広告掲載を防止すること。なお、次のいずれかに該当する媒体等への配信又は広告掲載を行ってはならない。
  - ア）法令又は公序良俗に反する内容を含むもの
  - イ）誹謗中傷、差別的表現または人権侵害のおそれがあるもの
  - ウ）暴力、犯罪行為、薬物使用その他違法行為を助長するもの
  - エ）アダルトコンテンツ又はこれに類する内容を含むもの
  - オ）ギャンブルその他射幸心を著しくあおる内容を含むもの
  - カ）政治活動、選挙活動、宗教活動又は思想信条に関する主張を主たる目的とするもの
  - キ）虚偽又は科学的根拠に乏しい情報を継続的に発信するもの
  - ク）反社会的勢力と関係を有すると認められるもの

ケ) その他、兵庫県が不適切と判断するもの

受託者は、兵庫県から求めがあった場合には、広告配信先、除外設定の内容その他兵庫県が必要と認める資料を提出しなければならない。

- (5) 本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行「管理部分」)を一括して第三者に委任に、又は請け負わせること(以下「再委託」という)はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。

なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

- (6) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、兵庫県と協議し、その指示に従うこと。